

令和7年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R7.8.1	R7.8.15	庁有車運転日誌 (1) 小池知事 令和6年7月8日から令和7年7月31日までの分 (2) 村山特別秘書 令和6年7月8日から令和7年7月31日までの分 (3) 宮地特別秘書 令和6年7月8日から令和7年7月31日までの分	890	1														(7条2号) 開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため (7条4号) 開示することにより車両が特定され、警備上支障を及ぼすと認められるため	財務局経理部総務課

表の見方
 <決定区分>
 ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
 <(根拠規定)条例7条>
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
 <公文書の件名>について
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。